

兵庫県稲美町農業委員会
令和5年5月定例会会議録

- 1 開催日時 令和5年5月25日（木）13時30分～14時15分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（2件）
報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
（専決処理）」⇒承認（2件）
議案第11号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（4件）
議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1件）
議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ
いて」⇒許可相当（1件）
議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（13名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 8番・坂元三郎
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員（1名）
7番・船岡重夫
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
4番・山口 透 委員 5番・梅本成子 委員
- 8 議 事
事務局： ただいまから令和5年5月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員13名が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、4番・山口透委員、5番・梅本成子委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第3号～第4号及び議案第11号～第15号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字大沢西	田	6 1 4 m ²
	田	1, 8 5 7 m ²
	2筆合計	2, 4 7 1 m ²

賃貸人：地元の所有者

賃借人：町外在住の農業者

設定された権利：利用集積賃貸借

解約理由：3条申請（第三者に売却）予定のため

解約届出日：令和5年5月2日

解約成立日：令和5年4月30日

土地引渡時期：令和5年4月30日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町中村字石町	田	1, 972 m ²
	田	1, 176 m ²
	2筆合計	3, 148 m ²

賃貸人：地元所有者

賃借人：地元農業者

設定された権利：利用集積賃貸借

解約理由：3条申請（借人に売却）のため

解約届出日：令和5年5月1日

解約成立日：令和5年4月30日

土地引渡時期：令和5年4月30日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町中村字徳（菊徳集落内）

地 目：田

面 積：87 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元土地所有者

譲受人：地元土地所有者

転用目的：家庭菜園場

土地利用計画：造成工事なし。自家用の果樹、野菜、草花を栽培する。

専決処理：令和5年5月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、家庭菜園場への転用で、稲美町農業委員会として令和5年5月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。
次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町中村字徳（菊徳集落内）

地目：田

面積：180㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元土地所有者

譲受人：地元土地所有者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：造成工事する。進入路及び宅地。

専決処理：令和5年5月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和5年5月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第11号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字北新田中（加古大池西方）

地目：田（現況宅地）

面積：309㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

平成8・9年頃から住宅への進入路及び庭用地として利用し、現在に至る。平成11年4月21日撮影の空中写真添付。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地の西側は大きい水路、北側、東側も農地との間に溝があります。現況では農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和5年5月22日13時30分～16時30分までの間、5番梅本成子農地担当副会長補佐、1番藤本勝彦委員、9番井澤守委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。担当委員から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は庭として使われていました。住宅はあります。周囲はほぼ水路に囲まれており、周辺への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は4件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町中村字石町	田	1, 972 m ²
	田	1, 176 m ²
(中村交差点北東方)	2筆合計	3, 148 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：元借受人の地元農業者

農機具：トラクター2台・堆肥散布機・動力噴霧器・草刈機・袋詰め機

栽培作物：ほうれん草・小松菜・アスパラガス

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は吉田委員です。長年借り受けされていた方が譲り受けられるので特に問題はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・梅本： 申請地の一部にパイプハウスが建っています。露地の部分は、エダマメやトウモロコシが植えてありました。申請人により引続き耕作が見込まれますので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町草谷字相野 (三木市境)

地目：田

面積：860㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外所有者

譲受人：町外兼業農家

農機具：トラクター・田植機・草刈機

栽培作物：水稻

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。申請地は西隣の農地と給水バルブを共有しています。譲受人は耕作の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

1番・藤本委員： 譲受人は所有する農地はありませんが、親族が三木市と稲美町に所有する農地を耕作されています。居所からも近く、申請地に隣接する農地と一体管理できますので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町国岡字平見 (国岡北交差点北西方)

地目： 田

面積： 1, 414 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 元借受人の地元農業者

農機具： トラクター・田植機・草刈機・軽トラック

栽培作物： 水稲・大麦・ブドウ

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。これまで譲受人が自己所有地と一体で水稲を栽培されてきました。今後も同様に栽培されますので問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

1番・藤本委員： 申請地は、草刈り耕起され、きれいな状態です。従来から譲受人が耕作されており一体利用されていますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町北山字北畑	田	1, 220 m ²
	田	1, 756 m ²
(中ノ池南方)	2筆合計	2, 976 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：新規就農者

農機具：トラクター・管理機・動力噴霧器・刈払機・トラック

栽培作物：キャベツ・スイートコーン

兵庫県立農業大学校に学ぶ。認定新規就農者申請。

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地はこれまで北山営農が借受けて大麦を栽培されてきました。譲受人は農業に熱心に取り組まれると思いますので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

1番・藤本委員： 申請地は営農組合の麦後で、良く管理された圃場です。譲受人は新規就農とのことですが、農作業に関する地元の評判も良いようです。許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字西場 (西池北東)

地 目：田

面 積：846㎡の内 236.79㎡

申請人：会社員兼農業

転用目的：農業用倉庫

土地利用計画： 現在申請地内にあるパイプラインは移設する。盛土整地し、農業用倉庫1棟建築。作業場・駐車スペースはコンクリート仕上げ。雨水は東側新設側溝から敷地内暗渠にて西側側溝に放流する。都市計画法施行規則第60条の開発許可等不要証明申請中。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は水野委員です。申請地は現在苗床として利用されているが、平素は野菜類を作付けしている農地である。南に残る農地側に排水があり、給水バルブを移設するのであれば今後の耕作に問題はない。周辺農地や用排水、道路等への影響も特にないと報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は苗代に使われていました。申請部分に給水バルブがありますが移設する計画です。雨水は東側に新設するU字溝から西側道路際にある既存の溝に流す計画は、西側の道路が農地よりかなり低くなっていますので可能だと思います。周辺農地や農業用水、道路等への影響はないように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町野谷字南中岡 （野谷交差点南東方）

地 目：田

面 積：1 1 8 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住自営業者

転用目的：進入路及び貸露天駐車場（新築住宅用）

土地利用計画：東西隣地境界はコンクリートブロック2段積みする。

砕石による地上げする。雨水は南側既設水路へ。鉄板蓋がけする南側水路部部分は地盤補強し、鉄筋コンクリート床版設置する。法定外公共物占用許可申請中。

議 長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地の北は道路、西は倉庫、南は水路です。申請地とその東側は長らく保全管理されている農地で給排水はありません。転用による農業用排水、周辺農地、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は、数年間耕作されていないと思いますが、草刈り管理されています。雨水は南側既存の水路へ放流する計画ですので、転用による農地や排水、道路への影響はないように思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： それでは、議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：3件
利用権を設定する申請者（貸付者）：5件
申請筆数：10筆
申請面積：9,972㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）：3件
利用権を設定する申請者（貸付者）：5件
申請筆数：10筆
申請面積：9,972㎡

農地中間管理機構が借受転貸を同時に行うものは無し。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものは、ありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和5年5月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和5年5月25日

議長 坂本英正

委員 山口透

委員 梅本成子